

## 尖閣諸島周辺海域での中国艦艇による漁船追尾などに関する意見書

近年、中華人民共和国による我が国領海への侵入や漁船への接近等が繰り返され、昨年はその度合いが特に強まってきた。

さらには今年に入ってから1月22日に海上警備に当たる中国海警局の任務や権限を定めた「海警法」が、第13期全国人民代表大会常務委員会第25回会議にて可決・成立し、2月1日から施行された。これにより同局が任務の上で武器を使用できる権限が与えられたため、事態がより悪化する危険性が強まっている。我が大和市には厚木基地が所在しており、周辺海域における警戒監視等の任務を担っているため、決して対岸の火事ではない。

尖閣諸島は、明治28年（1895年）1月に日本政府が沖縄県の所轄として領土に編入を決定して以降、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは、紛れもない事実である。尖閣諸島周辺海域で頻発する日本漁船への威嚇行為は、今後、さらなる不測の事態を招く恐れがあり、断じてあってはならない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項を実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 尖閣諸島周辺海域において、中国艦艇による日本漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に強く働きかけること。
- 2 日中両国間の緊張関係がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交により、中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海や排他的経済水域の安全確保について、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日

大和市議会